

ID: 181

担当部署: 都市整備課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	高根沢町ちよっ蔵広場の設置及び管理に関する条例 第15条ただし書		
例規番号	平成19年条例第12号		
<p>【基準】</p> <p>第15条の規定による。 (利用料金の還付)</p> <p>第15条 既に納入した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、還付する。</p> <p>(1) 利用者の責によらない事由により、施設の利用ができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用日の前日までに取消しの申し出があり、町長がやむを得ないものと認めるとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日